デザイン書体ゴナ事件

最一判120907

新たに創作したタイプフェイス(文字 フォント)が著作権で保護されるか。



ゴナ書体

印刷用書体一般の著作物性を否定

- 従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有する独創性
- それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性 が必要

なぜなら、

印刷フォントの利用に著作権者の許諾が常に必要になり、改良もできなくなる。さ らに著作物の公正な利用に留意しつつ、・・もって文化の発展に寄与しようとする 著作権法の目的に反することになる。

著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない 我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書 体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑になり、混乱を招く